

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	入札番号	貸付場所	貸付面積	台数
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2	I	東館1階屋内	幅 2,500mm × 奥行 900mm =2.25 m <sup>2</sup>	最大2台(※)
		II	西館5階屋内	幅 2,500mm × 奥行 900mm =2.25 m <sup>2</sup>	最大2台(※)

※貸付場所は、別紙図面を参照すること。

※本仕様書における「区画」とは、入札番号I又はIIの各貸付場所をいう。

※各区画内に設置できる自動販売機は最大2台までとする。

※2台設置する場合は「飲料専用機1台+食品専用機1台」に限る。(飲料・食品併売機の場合は1台として扱う。)

※貸付面積(幅2,500mm×奥行900mm)には、自動販売機本体に加え、回収ボックス等の付属物の設置に必要な占有部分を含むものとし、これらは区画内に設置すること。

### 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(募集要項3(3)のとおり延長の場合あり。ただし、最長でも令和11年3月31日まで。)

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

#### (1) 大きさ及び景観対策

・大きさ(入札番号I、II共通)

各区画内に設置する自動販売機(最大2台)および回収ボックス等の付属物について、占有範囲(幅・奥行)は区画面積(幅2,500mm×奥行900mm)以内とすること。また、自動販売機の高さは、各機器おおよそ高さ2,000mm以内とする。

※2台設置の場合は飲料専用機1台+食品専用機1台に限る。

・景観対策

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

- ① 省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- ② ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

- ① 転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成) を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 営業許可 商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成) を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスの設置 飲料を販売する自動販売機1台につき1個の割合で設置する。回収ボックスは、当該区画内（貸付面積内）に自動販売機脇として設置するものとし、詳細な設置場所及び回収ボックスの大きさは、(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下、「研究機構」という。）と協議すること。
- ② 回収ボックスの規格
  - ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
  - イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
  - ウ その他 容器の素材別に回収できるものとし、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をする。また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収し、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ③ 使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。また、回収頻度については、研究機構と協議すること。（週1～2回程度を想定している。）

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置において、設置の位置、日時等、必要な事項を協議のうえ行う。また、設置した場所で支障が生じた際は、設置者の責において移動すること。
- ② 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行う。
- ③ 設置者において、消費期限の確認など安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ④ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努める他、

故障時には即時対応する。

- ⑤ 商品の補充及び使用済み容器の回収時間は、研究機構と協議し決定する。
  - ⑥ 商品に欠品が出た場合など、商品補充が必要であると研究機構から連絡があった際は隨時早急に商品を補充すること。
- (6) 災害救助ベンダー（災害時無償提供）対応【必須】
- ① 設置する飲料を販売する自動販売機（飲料専用機及び飲料・食品併売機を含む。）は、災害救助ベンダーとして、災害時に飲料を無償提供できる機能を有する機種とする。
  - ② 無償提供の実施は、地震、風水害その他の災害により研究機構が必要と認め、研究機構担当職員が指示した場合に行う。
  - ③ 無償提供は、停電時を含め、研究機構担当職員が専用キー、専用操作等により実施できる方式とする。設置者は、無償提供操作に必要な専用キー等を研究機構に引き渡すとともに、操作方法を事前に説明すること。
  - ④ 無償提供の数量は、1回の災害につき1台あたり最大300本（在庫の範囲内）を上限とする。
  - ⑤ 無償提供した飲料に係る費用は設置者の負担とし、当該無償提供分は売上手数料算定の対象外とする。
  - ⑥ 設置者は、無償提供を実施した場合、実施日時、提供数量等を取りまとめ、研究機構に報告すること（報告期限・様式は研究機構と協議のうえ定める。）。
  - ⑦ 災害救助ベンダーである旨の表示（ステッカー等）の掲出については、研究機構と協議のうえ対応すること。

#### 4 販売商品の種類等

- (1) 種類 酒類を除く飲料及び食品とする。
- (2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

#### 5 自動販売機設置料（売上手数料）

- (1) 当該自動販売機の飲料の売上金額（税込）に、落札した売上手数料率（%）を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- (2) 食品の売上金額は売上手数料の算定対象外とする。
- (3) 飲料・食品を併売する場合（併売機を含む。）は、設置者において、飲料と食品の売上を区分して集計できる方法（機器データ等）により管理し、研究機構が求めた場合は売上集計資料を提出すること。
- (4) 3（6）に基づき無償提供した飲料は、売上金額に含めない。

#### 6 自動販売機設置料（電気料）

電気料は、各区画につき月額1,000円（税込）とする。

なお、飲料自動販売機 1 台及び食品専用販売機 1 台の計 2 台を設置する場合であっても、電気料は月額 1,000 円（税込）とする。

また、使用が 1 月に満たない月は、1 月とみなす。

## 7 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用は、設置者が負担する。

## 8 貸付場所の返還

契約の終了または解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置前の原状に回復して研究機構担当の確認を受けなければならない。

## 9 自動販売機設置に伴う事故

研究機構の責に帰することが明らかな場合を除き、設置者がその責を負う。

## 10 商品等の盗難及び破損

- (1) 研究機構の責に帰することが明らかな場合を除き、研究機構はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。